

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間及び同年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間につき、健康保険法(以下「法」という。)による傷病手当金の支給を求めるといふことである。

第2 再審査請求に至る経緯等

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間、外傷性頸部症候群及び腰椎捻挫の療養のため労務に服することができなかつたとして、傷病手当金の支給を受けていた。
- 2 請求人は、外傷性頸部症候群、斜角筋症候群及び腰部捻挫(以下、併せて「当該傷病」という。)の療養のため、平成〇年〇月〇日(受付)、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間(以下「本件申請期間」という。)、労務に服することができなかつたとして、全国健康保険協会〇〇支部長(以下「支部長」という。)に対し、傷病手当金の支給を申請した。
- 3 支部長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、本件申請期間のうち、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間は既に傷病手当金を支給済みであるとして不支給としたうえで、同年〇月〇日から同年〇月〇日まで、平成〇年〇月〇日から同月〇日まで及び同年〇月〇日から同月〇日までの期間については、傷病手当金を支給することとし、上記期間を除く期間については、傷病手当金を支給しない旨の処分(以下「先行処分」という。)をした。
- 4 請求人は、先行処分を不服として、標

記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対して審査請求したところ、審査官は、先行処分のうち、薬の服用が認められた平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間及び平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る部分を取り消し、本件申請期間のうち、その余の期間、すなわち、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間及び同年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(以下「本件係争期間」という。)については、審査請求を棄却する決定をした。本裁決書においては、先行処分のうち本件係争期間に係る部分を「原処分」という。

- 5 請求人は、原処分を不服として、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 傷病手当金の支給については、法第99条第1項において「被保険者……が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金……を支給する。」と規定されている。
- 2 本件では請求人は原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、本件係争期間について、当該傷病の療養のため労務不能であったと認められないかどうかである。

第4 審査資料

(略)

第5 事実の認定及び判断

- 1 本件資料によれば、以下の各事実を認定することができる。
(略)
- 2 以上から認められた事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。
(1) 傷病手当金は傷病の療養のため労務に服することができないと保険者が判断した場合に支給されるものであって、被保険者が何らかの自覚症状があるとか、通院して投薬・注射・処置等を受ける必要があるからといって直ちに労務不能とするものではなく、症状、

治療内容、予後の見通し等を総合的に検討し、被保険者が業務につくことが可能か否かを保険者が判断することとされている。

また、医師による診療を受けていない場合でも支給される場合があり、これには、病後静養した期間、疾病にかかり医師について診療を受くべく中途に費やした期間等を含むが、この期間については、医師の意見書、事業主の証明等を資料として正否を判定するとされている。

さらに、医師が被保険者の既往の状態を推測して表示した意見書は差し支えないが、この場合、保険者が、被保険者が療養のため労務不能であったことを認めなければ、傷病手当金は支給されないとされている。

また、「療養のため」については、病後の静養のために労務不能と認められた期間は支給する（昭和32年保文発第6905号）として取り扱われている一方で、負傷のため廃疾（障害）となり、その負傷につき療養の必要がなくなったときには、労務不能であっても療養のための労務不能ではないので支給しない（昭和3年保理発第3480号）として取り扱われている。これは、健康保険制度は被用者保険であり、疾病又は負傷に対する保険給付により、労働力の早期回復を図ることをその主目的の一つとしているところ、傷病手当金は、その療養のために労務に服することができなかったために失われた報酬の一部を補てんすることにより、労働力の早期回復を図ることを目的としているからである。

(2) 本件係争期間は、医師の診療を受けていない期間であることが認められるところ、請求人は、当該傷病の症状のため、付き添いなしで通院できなかった期間については、医師の指導により、近隣の接骨院やマッサージ、温泉療養等を受けるなどして療養をしていたこと（資料3）、また、経済的理

由により通院できなかった期間があったことなどを主張している。

ア 本件係争期間において医師の診療を受けていないことについては、請求人は、平成〇年〇月〇日の交通事故で受傷した後、当該傷病により長期間の治療にもかかわらず、なお資料1-1ないし1-3でA医師が指摘する症状が継続しているとしている。しかもその症状が強く、付添人がないとA医師のa病院を受診できないというほどであるというのであるが、そうであれば、本件係争期間である平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで間、及び、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の長期にわたって、医師の診療を受けていないことは不自然といわねばならない。いわゆる慢性疾患に当たるもので、比較的症状が安定している場合であっても、治療上の必要や、受診していない間に症状の変化があったときに適切な対処ができず重大な結果を招くおそれを否定できないことから、適切な間隔での受診が指示されるのが一般的であり、当然に求められることでもある。仮に、本件において、当該傷病が、症状の強いまま慢性化して、治療の効果が期待できないというのであれば、症状固定としなければならない。資料1-2では、A医師は継続的に受診治療を指示していたと回答しており、そうであれば、この間に受診していないのは、医師の判断によるものではなく、請求人が自己の判断で受診しなかったものといわざるを得ない。

また、接骨院での施術やマッサージ等の効果が期待できるのであれば、その施術についての医師の依頼書あるいは施術同意書により、療養費の支給を受けることができる場合も存するところであるが、本件では、それらの書面は提出されておらず、請求人は自費で施術を受けてい

るといのである。A医師は、資料1-2で、受診中断中には、請求人はマッサージ治療を受けている旨記載しているが、これが同医師の指示や依頼によるものであるとはしておらず、これも請求人の判断によるものと考えられる。

以上によれば、本件係争期間において、請求人が医師の医学的管理のもとに、その指示によって、受診することなく静養し、あるいはマッサージ治療を受けたものと認めることはできない。

交通事故後の頸部症候群や腰部症候群の場合、症状が長引くことがあり、その原因については未だ明確に解明されているとは必ずしもいえないものの、請求人の場合は、資料1-1によると頸椎椎間板ヘルニア、斜角筋症候群とされているのであり、仮にそれだけであれば、ヘルニアの摘出あるいは斜角筋の緊張を和らげるという方法もあると思われる。もし、それでも症状が消失しないというのであれば、その他の要因も関与していることが考えられる。しかし、いずれにしても、徒に治療を長期化(それも中断を重ねながら)させるべきではなく、治療の効果が期待できない状態であれば、症状固定とすべきものと考えられる。

イ 経済的理由により受診不可能な時期があったとされていること(資料1-2)については、請求人の居住地である〇〇県から、A医師のa病院のある〇〇市までの請求人及び付添人の旅費や滞在費等の経費が高み受診できなかったとされているのであるが、当該傷病の性質、前掲の各資料から認められる請求人の症状の内容等に照らして、本件において、そのような負担をしてまで、遠方のa病院を受診しなければならない合理的な理由があるものとはいえず、また、仮にa病院の継続受診が困難

というのであれば、A医師から請求人の居住地の近隣の受診可能な医療機関に対して、診療情報と治療方針及び治療方法等についての依頼文書を作成し、提供する方法も十分に可能と考えられるのであって、上記の理由によって、本件係争期間において医療機関を受診しなかったことをやむを得ないとするはできない。

ウ そして、資料2によれば、請求人は、B医師により、平成〇年〇月〇日に症状固定とされていることが認められる。これに対し、請求人は、同年〇月〇日にA医師のa病院を初診し、その治療により徐々に症状が軽減しているとして、治療が継続されている。しかし、治療の方法が変わることにより、症状の軽減を感じることはあり得ることであり、平成〇年〇月〇日に受傷し、同日以後、平成〇年〇月〇日まで、B医師のもとで治療を継続していたことや、資料2の内容等に照らしても、それをもって、B医師の判断が誤りで、症状固定ではないとすることはできない。

(3) 以上を総合的に判断するならば、医師の診療を受けていない本件係争期間については、療養のための労務不能であったと認めることはできないので、原処分は相当であり、これを取り消すことはできない。よって、主文のとおり裁決する。